

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例		
条 例 番 号	昭和 37 年神奈川県条例第 51 号	法 規 集	第 5 編第 5 章
所 管 部 局 室 課	安全防災局災害消防課		
条 例 の 概 要	災害対策基本法第 84 条第 2 項の規定に基づき、同法第 71 条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	災害対策基本法第 84 条第 2 項の規定に基づき、同法第 71 条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者（以下「従事者」という。）に係る損害補償に関し必要な事項を定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	従事者に係る損害補償に関し、損害補償の種類等、必要な事項を定めるものであり、防災行政の推進を図る上で有効な条例である。 また、その支給額は災害救助法施行令に規定する各扶助金の例によることとしており、適正である。	
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	損害補償の支給額及び支給方法は国の各扶助金と同様であり、損害を被った従事者に対し、円滑に補償を行う上で効率的な内容となっている。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	「安全・安心」を主要施策に掲げる「神奈川力構想」に適合するものである。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	災害対策基本法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	(有) 無